



福島医発第2499号(地)
平成30年1月4日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

「死体解剖資格認定要領の一部改正について」の様式差替について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、「死体解剖資格認定要領の一部改正について」につきましては、平成29年12月11日付け福島医発第2293号(地)をもってお知らせしております。

今般、別添のとおり、厚生労働省医政局医事課試験免許室より、日本医師会を通して当該通知の別添「解剖調書」の項目の一部に誤りがあった旨、事務連絡がありました。

つきましては、改めまして、訂正したものをお送りいたしますので、既にお送りいたしましたものと差替えの上、再度、貴会会員へご案内いただきますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

死体検案担当理事 淡河喜雄
会長 白石恒明

(法安 143F)
平成 29 年 12 月 27 日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会常任理事
松本 純一

「死体解剖資格認定要領の一部改正について」の様式差替について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、「死体解剖資格認定要領の一部改正について」につきましては、平成 29 年 11 月 28 日付日医発第 837 号（法安 128）をもって貴会宛にお送り申し上げました。

今般、別添のとおり、厚生労働省医政局医事課試験免許室より、当該通知の別添「解剖調書」の項目の一部に誤りがあった旨、事務連絡がありました。

つきましては、改めまして、訂正したものをお送りいたしますので、既にお送りいたしましたものとの差し替え方、よろしくお願い申し上げます。

なお、差し替え後の当該通知につきましては、日本医師会文書管理システムに掲載しておりますことを申し添えます。

事 務 連 絡

平成 29 年 12 月 20 日

日本医師会

死体解剖資格関係事務御担当者 様

厚生労働省医政局医事課試験免許室

「死体解剖資格認定要領の一部改正について」の様式差替について

標記につきましては、平成 29 年 11 月 16 日付け医政発 1116 第 4 号「死体解剖資格認定要領の一部改正について」により通知させていただいておりますが、当該通知の別添「解剖調書」の項目の一部に別紙の通り誤りがあったことから、改めて送付させていただきます。誠に申し訳ございませんが差し替えをお願いいたします。

※認定要領、各種申請書様式につきましては、「電子政府の総合窓口 e-Gov 死体解剖資格の認定手続き」にも掲載しております。

URL:http://shinsei.e-gov.go.jp/search/servlet/Procedure?CLASSNAME=GTA_MSTDETAIL&id=4950000002860&fromGTAMSTLIST=true&SYORIMODE=

(別紙)

別 添

解 剖 調 書 (系統・病理・法医)

死体番号	性別	年齢	指導者の職 名及び氏名	解剖場所	臨床診断	剖検診断	備考

(注意)

- 1 系統・病理・法医の別については該当するものを○で囲むこと。
- 2 「死体番号」とは剖検記録等に記載されている番号であること。
- 3 本調書に記載される全ての解剖例について、申請者自らが頭蓋腔、胸腔及び腹腔を開検し、解剖報告書等を作成していることを要する。
- 4 必要に応じて、解剖報告書等の提出を求めることがあるため、申請者において解剖報告書の写しを保管しておくこと。
- 5 頭蓋腔を開検せず、胸腔及び腹腔を開検した解剖例を記載する際は、備考にその旨を記載すること。
- 6 医師及び歯科医師については直近の5年以内の20体に係るものを記入すること。
- 7 医師又は歯科医師以外の者については年次ごとに別添とし、直近の5年以内の50体に係るものを記入すること。

訂
正
前

別 添

解 剖 調 書 (系統・病理・法医)

死体番号	性別	年齢	指導者の職 名及び氏名	解剖年月日時	解剖場所	臨床診断	剖検診断	備考

(注意)

- 1 系統・病理・法医の別については該当するものを○で囲むこと。
- 2 「死体番号」とは剖検記録等に記載されている番号であること。
- 3 本調書に記載される全ての解剖例について、申請者自らが頭蓋腔、胸腔及び腹腔を開検し、解剖報告書等を作成していることを要する。
- 4 必要に応じて、解剖報告書等の提出を求めることがあるため、申請者において解剖報告書の写しを保管しておくこと。
- 5 頭蓋腔を開検せず、胸腔及び腹腔を開検した解剖例を記載する際は、備考にその旨を記載すること。
- 6 医師及び歯科医師については直近の5年以内の20体に係るものを記入すること。
- 7 医師又は歯科医師以外の者については年次ごとに別添とし、直近の5年以内の50体に係るものを記入すること。

訂
正
後

別添

解 剖 調 書 (系統・病理・法医)

死体番号	性 別	年 齢	指導者の職 名及び氏名	解剖年月日時	解 剖 場 所	臨 床 診 断	剖 検 診 断	備 考

(注意)

- 1 系統・病理・法医の別については該当するものを○で囲むこと。
- 2 「死体番号」とは剖検記録等に記載されている番号であること。
- 3 本調書に記載される全ての解剖例について、申請者自らが頭蓋腔、胸腔及び腹腔を開検し、解剖報告書等を作成していることを要する。
- 4 必要に応じて、解剖報告書等の提出を求めることがあるため、申請者において解剖報告書の写しを保管しておくこと。
- 5 頭蓋腔を開検せず、胸腔及び腹腔を開検した解剖例を記載する際は、備考にその旨を記載すること。
- 6 医師及び歯科医師については直近の5年以内の20体に係るものを記入すること。
- 7 医師又は歯科医師以外の者については年次ごとに別葉とし、直近の5年以内の50体に係るものを記入すること。